

令和7年度 静岡県ウォーターイノベーション共創支援事業

(Shizuoka Water Innovation)

募集要領

令和7年6月23日

静岡県企業局

静岡県ウォーターイノベーション共創支援事業 事務局

有限責任監査法人トーマツ静岡事務所

1 目的

本事業では、水道事業における課題を抱えている静岡県企業局（以下、「企業局」）が、課題解決に必要な技術やサービス（以下、「サービス等」という）を有する県内外のスタートアップ等から提案を募集し、両者の共創による実証実験（以下、「実証実験」という）に対して事業化支援を行います。

本事業を通じて、企業局だけでなく他の県内水道事業者への展開も見据え、業務の効率化やコスト削減、収益確保等を目指します。

2 対象企業

課題解決に必要なサービス等を有する県内外のスタートアップ等（※1）であり、企業局との共創による実証実験に取り組む意欲のある企業。

※1 本事業における「スタートアップ等」とは、サービス等を有するスタートアップに加え、水道事業に技術的な革新をもたらす可能性のあるスタートアップ以外の企業などを含みます。企業の規模や設立年数は問いません。ただし、実証実験の実証能力を有し、実証実験を完遂する意思があることが求められます。

3 応募資格（下記要件をすべて満たすこと。ただし、個人（個人事業主を含む）での応募は不可とします。

1. 実証実験を的確に遂行する組織、人員等を備えていること
2. 実証実験を的確に遂行するに足る技術的能力及び管理能力を有すること
3. 具体的なプロダクトやサービスを有していること
4. 事業期間を通じて本事業にコミットできること
5. 本事業に採択された場合は、翌年度以降の本事業におけるイベントへの登壇等、本事業に積極的に協力すること
6. 地方自治法施行令第167条の4（※2）の規定に該当しない者であること

※2 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

4 募集テーマ

企業局の水道事業における課題解決に資するサービス等を募集します。

以下①～④より選択いただき、課題解決との関連性を明らかにした上で、サービス等をご提案ください。

No	テーマ	概要
①	水道管の保守	非開削技術による埋設水道管の状態把握や補修・補強など
②	機械・電気設備の保守	点検故障履歴データベース化やA I 学習を活用した故障予兆など
③	職員業務の効率化	工業用水メーターのスマート化、設備台帳システム導入、業務継承支援など
④	フリーテーマ	工業用水の新規需要開拓、脱炭素化など企業局の業務の効率化やコスト削減、収益確保に資するもの

5 募集スケジュール

スケジュール	内容
令和7年 7 月 15 日（火）13時30分～15時（オンライン）	事業説明会
令和7年 7 月 16 日（水）～令和7年 8 月 19 日（火）	静岡県又は事務局との個別相談及び現地視察
令和7年 8 月 20 日（水）17時まで	募集締切
令和7年 8 月 29 日（金）頃	選考結果通知

6 応募方法

1. 応募フォーム（Microsoft forms）にアクセスし、必要事項を記入の上、令和7年8月20日（水）までに登録を完了してください。
（Forms アドレス） <https://forms.office.com/e/6QhwJ41QPk2>
2. 応募に際し、①企業局の課題を解決する応募者のサービス等の説明資料及び②会社概要資料を募集期間内に以下のメールアドレスまでご提出ください。なお、提出資料のフォーマットは企業局 HP 内の本事業関連ページからダウンロードしてください。

(提出先メールアドレス) water-shizuoka@tohatsu.co.jp

(企業局 HP 内の本事業関連ページアドレス) <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/kogyoyosui/1040824/1073787/1073788.html>

※メールの件名は、「Shizuoka Water Innovation 応募について_応募者名」

※ファイルサイズは①、②の合計で 10MB 未満としてください。

3. サービス等の説明資料・会社概要資料のご提出については、受領した旨を事務局より提出日の翌日までに応募受付完了メールでご連絡します。事務局より応募受付完了メールの返信をもって、応募完了となります。

※資料提出後、提出日の翌日までに受領確認メールが届かない場合、応募は完了していません。提出資料のデータ容量が合計 10MB 未満となっているか確認の上、再提出してください。やむを得ず 10MB 以上となる場合は、ファイルを分割して送付してください。

※応募にあたり、個別相談や現地視察の機会を設ける予定です。ご活用ください。

7 選考基準

選考は応募書類にて行います。

選考を行うにあたり、事務局より個別に応募書類の確認を行う場合があります。

また、企業局との個別相談を実施する場合があります。

【選考数】

3 者を上限に選考します。なお、「4 募集テーマ」の同一テーマから複数者が選考されることもあり得ます。また、選考対象なしとなるテーマが出る可能性があります。

【選考基準】

- 企業局の課題を解決するためのサービス等を有しているか
- 提案事業の実現可能性と効果見込み
- 実証実験に対する情熱・熱意/チーム体制
- 本年度の進捗見通しと本年度末の到達目標
(ただし、次年度以降の展開等を考慮する場合があります。)

8 事業概要

1. 選考により本事業に参加することとなった者(以下、「本事業参加者」という)は、原則として以下(ア)および(イ)への参加が必須となりますのでご注意ください。都合により参加が見込めない場合は、本事業の事務局あて個別にご相談ください。
なお、実証実験に関する経費について、1 件あたり 198 万円(税込)を上限に支援します。
(ア) 伴走メンター(=本事業の事務局)による個別メンタリング※を月 1~2 回程度実施

※個別メンタリングの主な内容は、企業局と本事業参加者が実施する実証実験の推進のため、コミュニケーションの円滑化及び解決に向けた道のりの具体化を行います。事業化の壁打ちや事業プラン発表会に向けた情報整理、仮説の軌道修正による事業推進の支援や、中長期目標・KGI・KPIの設定および目標達成に必要なアクション整理などを想定しています。

(イ) 本事業で予定している実証実験の事業プラン発表会

9 事業スケジュール (予定)

日時	内容
選考結果通知後~令和8年2月6日 (金) 予定	個別メンタリング ➤ 頻度：月1~2回程度 ➤ 方法：原則オンライン
令和7年10月31日(金) 予定	事業プラン発表会

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、事務局より速やかに連絡します。

※イベントのオフラインでの開催場所は葵タワー（静岡駅前）等を想定しています。

10 留意事項 等

1. 以下の場合には、選考対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
(ア) 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反した場合、又はその恐れのある場合
(イ) 応募内容に不備がある場合
(ウ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載、又は企業局や事務局に対して虚偽の申告を行った場合
2. 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、本事業実施にあたって必要な範囲で、企業局及び事務局、及び必要に応じ外部選考員において共有、利用させていただきます。また、応募者から収集した個人情報を事前の承認なく企業局及び事務局、及び外部選考員以外の第三者に提供することはありません。
3. 選考経過・選考結果等に関する問い合わせには一切、応じることが出来ません。
4. 事業参加にあたり、提案等に虚偽情報の記載や申告があった場合、運営を正当な理由なく妨害する行為があった場合、その他不適切であると企業局及び事務局が判断した場合には、途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
5. 事業参加者の選考は企業局及び事務局、及び必要に応じ外部選考員が行い、企業局が承認します。
6. 事業参加者の選考及び承認に関して、企業局及び事務局が事業参加者の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。
7. 事業参加者と企業局及び事務局との連絡は、電話又は電子メールを原則とします。

11 問い合わせ先（運営受託者）

本募集に関するお問合せは、以下の本事業事務局までお願いします。

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー17 階

有限責任監査法人トーマツ 静岡事務所

担当：菊地、中村（事務局）

TEL：054-273-8091(代表)

メール：water-shizuoka@tohatsu.co.jp

※お電話の際には、「Shizuoka Water Innovation についての問い合わせ」とお伝えください。